

UNITED NATIONS

HIGH COMMISSIONER
FOR REFUGEES

国連難民高等弁務官
日本・韓国地域事務所



NATIONS UNIES

HAUT COMMISSARIAT
POUR LES REFUGIES

〒150 0001
東京都渋谷区神宮前 5-53-70
国連大学ビル 6階

Telephone 03-3499-2011
Facsimile 03-3499-2272

資料

2003年1月8日

「難民認定制度に関する検討結果（中間報告）」についての見解

2002年5月の瀋陽の日本領事館事件を機に、政府は難民制度の抜本的見直しをはじめ、8月には内閣に「難民対策連絡調整会議」が設けられた。さらに11月には法務省の出入国管理政策懇談会が「難民認定制度に関する検討結果（中間報告）」をまとめた。この中間報告はいくつかの具体案を含め、日本が今後難民を積極的に受け入れていく姿勢を示している点で評価できる内容である。これに関し、UNHCRの見解を述べたい。

- 難民認定申請者への衣食住と保護施設の提供について
この施策により、従来から不十分さが指摘されていた難民認定申請者への基本的援助が拡充されるだろう。UNHCRとしては、保護施設に生活する者の移動の自由についても、他の多数の先進国と同様に保障されるよう希望したい。
- 難民認定申請者の法的地位の保障について
中間報告では、申請中の者が国外退去されないよう法的に保障すると謳っている。申請者が申請中に退去強制されないだけでなく、一時的な在留資格によって法的地位が保障され、退去手続きの対象とならないようにすることが最重要である。他の多数の先進国では、難民認定申請者に申請中の在留資格が付与されている。日本においても、国際基準に従い、認定申請中の退去手続きの停止と不必要な收容（拘禁）の回避が望まれる。
- 申請期間の6ヶ月または1年への延長について
従来の60日から期間を延長するという提言は歓迎される。申請期間の延長に加え、個々の事情に応じた柔軟な運用を期待したい。

出入国管理政策懇談会・難民問題に関する専門部会では引き続き、難民不認定への不服申立て制度の改定について検討中であるが、他の先進国の事例を参考に、一次審査機関から独立した不服申立て制度の確立が求められる。これが確立され、かつ、日本の難民認定制度の公正性・透明性が高まってはじめて、濫用者・テロリストを速やかに排除しつつ、真に保護の必要な難民を保護できる制度が実現するだろう。難民認定審査における個人情報の開示が必要要件であるため、テロリスト等が難民申請をする可能性は低いといえよう。